

徳島県の最低賃金額の大幅な引上げと
徳島地方最低賃金審議会の審理の全面公開を求める会長声明

第1 声明の趣旨

- 1 当会は、中央最低賃金審議会、徳島地方最低賃金審議会及び徳島労働局長に対し、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、徳島県の最低賃金を大幅に引き上げるよう求める。
- 2 当会は、徳島地方最低賃金審議会に対し、最低賃金額について実質的な議論を行う最低賃金専門部会の審理を含めて、原則どおり、審理を公開するよう求める。

第2 声明の理由

- 1 現在、徳島県の地域別最低賃金は1時間896円（令和5年10月1日発効）である。

この金額は、前年度から41円の引き上げとなったものの、全国加重平均額（都道府県ごとの最低賃金額を合計して47で除した金額ではなく、都道府県ごとの最低賃金額に都道府県ごとの労働者数を乗じた額について、これを全労働者数で除した金額）である1時間1004円を大きく下回っており、未だ余りに低すぎる。

- 2 地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会における最低賃金改定の論議を受けて行われる各都道府県の地方最低賃金審議会での審議結果を踏まえて、各都道府県の労働局長において決定されるものである。

我が国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資することを目的としている（最低賃金法1条）。

最低賃金制度を「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網」（セーフティーネット）として実効的に機能させるためには、最低賃金を基準にフルタイムで働いた場合にも人間らしい生活を送ることができる社会を志向して、最低賃金額が検討されなければならない。

ところが、現在の1時間896円という水準では、1日8時間、1か月22日間働いたとしても月収は約15万7000円、年収約189万円にしかならない。これは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円を下回っている。

この賃金額では、労働者が十分に生活していけるだけの水準が確保さ

れているとは到底言い難い。

さらに、近年、食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇しており、企業による賃上げの努力をもってしても、賃上げが物価上昇のペースに追い付いていない。厚生労働省が本年6月5日に発表した最新の毎月勤労統計調査（本年4月分結果速報、事業所規模5人以上）でも、物価変動を考慮した実質賃金（前年同月比）が本年4月まで25か月連続で減少しており、これは過去最長である。

「労働者の生活の安定」という最低賃金法の目的を実現するためには、最低賃金額を引き上げる必要があるとともに、現在の大幅な物価上昇を踏まえればなおさら、その額を大幅に引き上げる必要がある。

3 また、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも問題である。

昨今の労働組合や研究者による調査によれば、地域別最低賃金を定めるにあたって重要な考慮要素とされている労働者の生計費に関し、都市部と地方との間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。

これは、地方では、都市部に比較して住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。

ところが、徳島県の現在の最低賃金額である896円と最も高額である東京都の1113円とを比べると、その間に217円もの開きがある。更に、隣県である香川県の現在の最低賃金額は918円、兵庫県の現在の最低賃金額は1001円であり、隣県との格差も生じている。

かかる最低賃金の地域間格差の存在は、当県からの有為な人材の流出を引き起こしかねないと共に、人口減少に危機感を抱いている本県において、人口環流の障壁ともなりかねない。付言すると、徳島県の地域別最低賃金は、昨年度の改定により、全国で下から2番目の金額にとどまっている。

そのため、徳島県の最低賃金額を少なくとも現在の全国加重平均額（1004円）を超える金額まで引き上げるにより、最低賃金額の地域間格差の解消を図る必要がある。

4 さらに、手続き的には、最低賃金額について実質的な議論を行うために設置されている徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の審議が公開されていないことも問題である。

この点、徳島地方最低賃金審議会自体は原則として公開とされており（徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条1項）、「専門部会」も令和4年8月から原則公開とされている（徳島地方最低賃金審議会専門部会運営規

程第5条1項)。しかし、上記規程には例外規定が定められており、実際には、専門部会の実質的な議論を行う部分は公開されておらず、この点に関する専門部会の議事録についても簡単な要旨しか公開されていない。このような公開状況では、労働者代表委員や使用者代表委員から、どのような根拠に基づいてどのような主張がされたのかが分からないし、徳島県の最低賃金がどのような議論を経て決定されているのか、そのプロセスも外からうかがい知ることができず、その結果、最低賃金によって最も生活に影響を受ける低賃金労働者や非正規労働者が、最低賃金の決定過程について十分な情報を得ることができない。

上述のとおり、我が国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資することを目的としており、まさに労働者の生活に直結する重要な制度であり、令和5年4月6日付け「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」においても、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」とされている。このような重要な最低賃金額を決めるための審議が適正になされることを担保するとともに、最低賃金の決定過程を透明化し、市民の知る権利や自己実現・自己統治の価値・原理に資するためにも「専門部会」を原則どおり公開すべきである。即ち、最低賃金について、どのような議論がされ、どのような根拠・理由で決定された金額なのかを社会に広く知らせることで、検証が可能な状況を実現すべきである。

なお、審理の全面公開が実現している地方最低賃金審議会もあるが、特段の支障は生じておらず、むしろ審議会での議論が活性化している。徳島においても、速やかに専門部会での審理を含め、全面公開を実現すべきである。

5 労働者の賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度による支援を実施しているが、さらに、日本の経済を支えている中小企業が賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じる必要がある。例えば、社会保険料の事業主負担を免除・軽減すること、原材料費等の価格上昇を取引に正しく反映させることを可能にするよう法規制することなどの支援策も有効であると考えられる。

6 以上のことを踏まえて、当会は、

(1) 中央最低賃金審議会、徳島地方最低賃金審議会及び徳島労働局長に対し、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な

生活を確保するため、徳島県の最低賃金を大幅に引き上げること、
(2) 徳島地方最低賃金審議会に対し、最低賃金額について実質的な議論
を行う最低賃金専門部会の審理も含め、原則どおり、審理を公開すること、
を求める。

2024年（令和6年）6月7日

徳島弁護士会

会長 白 川 剛